

自衛艦隊司令官
各地方総監
教育航空集団司令官
練習艦隊司令官 殿
潜水医学実験隊司令官
各学校長
補給本部長
自衛隊横須賀病院長

海上幕僚長代理
海上幕僚副長
(公印省略)

将及び将補である海上自衛官に対する求職活動の支援に関する試行の
実施要領について（通達）

標記について、下記のとおり定め、令和5年4月1日から実施する。

記

1 目的

この通達は、将及び将補である自衛官に対する求職活動の支援の試行について（通知）（防人計第7623号。令和5年3月31日）（以下「局長通知」という。）別紙第4第5項の規定に基づき、将及び将補である海上自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の海将の欄及び海将補の（一）欄又は（二）欄の適用を受ける自衛官をいう。以下同じ。）が行う離職に際しての求職活動の支援に関し必要な事項を定め、もって将及び将補である海上自衛官の離職後の就職の円滑な実施に寄与するとともに、隊員の再就職等規制の遵守を徹底することを目的とする。

文書管理者：海幕援護業務課長 一元的な管理に責任を有する者：

取得年月日：

作成年月日：2023.3.31 保存期間：10年 保存期間の満了する日：2033.3.31

本紙を含め：3枚・1部 配布先： 艦所

2 再就職のための求職活動に資する施策の実施要領

(1) 再就職の活動に資する支援の対象範囲

将及び将補である海上自衛官であって、おおむね5年以内に定年により退職することを予定している者のうち希望する者

(2) 職業訓練

社会において一般的な職業を選択する上で有用であると認められる、国、地方公共団体又は民間が行う資格試験等に合格すると認められる程度の能力を付与することを基準として、次のとおり実施する。

ア 訓練内容等

(ア) 部外技能訓練

委託契約した部外の職業訓練学校等において、指定された教務等を履修する技能訓練をいう。

(イ) 通信教育

委託契約した部外の職業訓練学校等から教材の送付を受け、通信により添削指導を行う教育をいう。

イ 訓練課目等

職業訓練の課目及び受講手続については、海上幕僚監部人事教育部長から別に示す。

(3) 退職管理教育

離職後の生活の安定や職業選択に必要な知識を付与するため、部内又は部外講師により教育を実施する。受講手続等については、海上幕僚監部人事教育部長から別に示す。

(4) 一般財団法人自衛隊援護協会による求人情報の提供

ア 利用手続

一般財団法人自衛隊援護協会（以下「援護協会」という。）の実施する求人情報の提供を希望する将及び将補である海上自衛官は、指定された方法により人事教育局長に届け出るものとする。手続の細部については、海上幕僚監部人事教育部長から別に示す。

イ 利用者の制限

再就職支援を受けることが適当でない隊員については、利用を認めないものとする。

3 利害関係企業等の確認

援護協会が実施する求人情報の提供に関し、将及び将補である海上自衛官と求

人情報の提供を予定している営利企業等との利害関係の確認は、人事教育局長により実施され、その結果は本人に通知される。

4 雑 則

(1) 再就職等規制制度等の周知等

援護協会による求人情報の提供を希望する将及び将補である海上自衛官に対し、再就職等規制違反の防止等を図るため、再就職等規制及び再就職に係る届出に関して退職管理教育等の機会を利用して周知を図るものとする。

(2) 留意事項

この通達の実施に当たっては、就職援護隊員（他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令（平成27年防衛省訓令第35号）第1条に規定する就職援護隊員をいう。）が実施する、就職の依頼等（同訓令第2条第4号に規定する就職の依頼等をいう。）に該当するものでないことに隊員は留意するものとする。

(3) 検討の協力

局長通知別紙第4第4項に規定する検討に関し、関係する隊員は必要な協力を行うものとする。

添付書類：防人計第7623号（令和5年3月31日）

防人計第7623号
令和5年3月31日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

人事教育局長
(公印省略)

将及び将補である自衛官に対する求職活動の支援の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和5年4月1日から当分の間、試行することとしたので通知する。

添付書類：別紙

将及び将補である自衛官に対する求職活動の支援の試行について

第1 目的

一般定年等隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第65条の3第2項第4号に規定する一般定年等隊員をいう。）のうち将及び将補である自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の（一）欄又は（二）欄の適用を受ける自衛官をいう。以下同じ。）が行う離職に際しての再就職のための求職活動に資する施策について必要な事項を定め、もって将及び将補である自衛官の離職後の就職の円滑化に寄与するとともに、隊員の再就職等規制の遵守を徹底することを目的とする。

第2 再就職のための求職活動に資する施策

1 職業訓練

陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）は、社会において一般的な職業を選択する上で有用であると認められる国、地方公共団体又は民間が行う資格試験等に合格すると認められる程度の能力を付与することを基準として、将及び将補である自衛官に対して、自ら又は部外に委託（通信教育を含む。）して職業訓練を実施することができる。

2 退職管理教育

各幕僚長は、離職後の生活の安定や職業選択に必要な知識を付与するため、将及び将補である自衛官に対して、自ら又は部外に委託して退職管理教育を実施することができる。

3 一般財団法人自衛隊援護協会による求人情報の提供

(1) 各幕僚長は、将及び将補である自衛官が一般財団法人自衛隊援護協会（以下「援護協会」という。）による求人情報の提供を希望する場合には、求人情報提供希望届出書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、人事教育局長（人事計画・補任課長気付）に届け出させるものとする。ただし、当該求人情報の提供を受けることが適当でない将及び将補である自衛官の利用は認めないものとする。

(2) 当該届け出を受けた人事教育局長は、求人情報提供希望届出書に記載の氏名及びメールアドレスを人事教育局人材育成課から援護協会に通知させるものとする。

なお、7日以内に処置することが困難である場合は、求人情報提供希望届出書を提出した将及び将補である自衛官に対し、その旨を人事教育局人事計画・補任課から連絡させるものとする。

第3 利害関係企業等の確認

1 人事教育局長は、援護協会による求人情報の提供に関し、将及び将補である自衛官と求人情報の提供を予定している営利企業等（法第65条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）との利害関係の確認を求められた場合には、当該自衛官の現に命ぜられている補職（隊員の任免等の人事管理の一

般的基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６６号）第３条第１８号に規定する補職をいう。）における職務と当該営利企業等との間の利害関係の該当性を確認しなければならない。

- 2 人事教育局長は、前号による利害関係の該当性の確認に当たっては、局等組織（法第６５条の３第２項第２号に規定する局等組織をいう。以下同じ。）の長の協力を得て作成する、利害関係確認表（付紙様式第２）により行うものとする。
- 3 人事教育局長は、前号により確認した結果を人事教育局人材育成課から援護協会に通知させるとともに、人事教育局人事計画・補任課から当該自衛官に連絡させるものとする。

第４ 雑則

1 相互間の協力

- (1) 大臣官房長、施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、第２第１項及び第２項の規定の実施について、業務に支障のない限り、各幕僚長と相互に連携を図りながら協力するものとする。
- (2) 局等組織の長は、第３の規定の実施について、人事教育局長に協力するものとする。

2 再就職等規制制度等の周知

各幕僚長は、再就職等規制違反の防止等を図るため、援護協会による求人情報の提供を希望する将及び将補である自衛官に対して、再就職等規制及び再就職に係る届出に関して周知徹底するものとする。

3 留意事項

この通知の実施に当たっては、就職援護隊員（他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令（平成２７年防衛省訓令第３５号）第１条に規定する就職援護隊員をいう。）が、将及び将補である自衛官に対して、就職の依頼等（同訓令第２条第４号に規定する就職の依頼等をいう。）を行うことができないことに留意しなければならない。

4 検討

将及び将補である自衛官に対する再就職のための求職活動に資する施策については、この通知の実施状況等を踏まえ、適宜、必要な検討を行うものとする。

5 委任規定

この通知に定めるもののほか、必要な細部の事項は各幕僚長が定める。

求人情報提供希望届出書

1 氏名等		届出年月日	
ふりがな	(男 ・ 女)	年	月 日
氏 名 (性別)		生年月日	年 月 日
2 連絡先			
現 住 所	〒		
メールアドレス			
電話番号	自 宅		携 帯
3 所属等			
現 所 属			
階 級			
離職予定の区分	☐ 定年により退職予定 ☐ 応募認定により退職予定		

注 1 : 所属欄については、部隊等付を命ぜられている場合は括弧書により、その直前に命ぜられていた補職における職務を記入する。

注 2 : 求人情報の提供を希望する者が、防衛大臣に対し本届出を行った場合の個人情報の取扱いについては、当該業務に関する事項でのみ活用されることについて、同意したものとする。

利害関係等確認表

1 支援を希望する将官		記入日		年	月	日
所 属						
階 級						
ふりがな 氏 名				生年月日	年	月 日
住 所				電話番号		
2 応募を希望する営利企業等						
名 称			所在地			
3 応募を希望する営利企業等との間の利害関係の確認						
利害関係の該当性の確認を必要とする職務						
職務として携わる①～⑥の事務の相手方となる営利企業等に該当するか否か。 (自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の5参照)						
① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請(しようと)している営利企業等			該当	☐	非該当	☐
② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請(しようと)している営利企業等			該当	☐	非該当	☐
③ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等			該当	☐	非該当	☐
④ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等			該当	☐	非該当	☐
⑤ 契約(電気・ガス・水道等を除く)を締結している、又は契約の申込みを(しようと)している営利企業等(契約の総額が2千万円未満の場合を除く。 ※ 契約には、契約担当者のほか、調達要求、仕様書作成、契約履行の監督及び検査、支払いに携わる隊員を含む。			該当	☐	非該当	☐
⑥ 犯罪の捜査を受けている被疑者である営利企業等			該当	☐	非該当	☐
5 確認結果	利害関係企業等に該当する ☐ 利害関係企業等に該当しない ☐					
上記に記載されている内容について、事実と相違がないことを確認した。 年 月 日 官 職 氏 名						

注：所属欄については、部隊等付を命ぜられている場合は括弧書により、その直前に命ぜられていた補職における職務を記入する。